

2020年9月24日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項の規定に基づき、法令違反等の事実が認められた4会員を、下記のとおり処分しました。

記

1. トレードマスターラボ 堀田 勝巳（会員番号 022-00257号）

① 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 100万円

会員権の停止 2020年10月1日から1か月

② 処分の対象となった事実

自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせる行為

③ 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

2. 株式会社MLC investment（会員番号 012-02772号）

① 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 50万円

会員権の停止 2020年10月1日から1か月

② 処分の対象となった事実

投資助言・代理業に関する広告において、助言実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をする行為

③ 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

3. 株式会社フラム（会員番号 012-02834 号）

① 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 50万円

会員権の停止 2020年10月1日から1か月

② 処分の対象となった事実

投資助言・代理業に関する広告において、助言実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をする行為

③ 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

4. イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（会員番号 011-00906 号）

① 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 200万円

会員権の停止 2020年10月1日から2か月

② 処分の対象となった事実

受益者のため忠実に投資運用業を行っていない状況

③ 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

以 上